

令和6（2024）年度門真市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本年度における本市区域内の一般廃棄物処理に関する本計画を定めます。

〔ごみ処理計画〕

1. 計画区域 門真市全域とする。

2. 計画処理量（一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み）

（基本計画巻末資料7-3）

項目		分別名称	発生量及び処理量の見込み(t/年)
家庭系 ごみ	可燃ごみ	①普通ごみ	17,153
	資源ごみ	②プラスチック製容器包装	1,022
		③びん・缶類	1,039
		④古紙・古布	855
		⑤ペットボトル	417
	不燃ごみ	⑥小型ごみ	659
	粗大ごみ	⑦粗大ごみ・臨時ごみ	532
家庭系ごみ合計			21,677
事業系ごみ合計			15,263
発生量及び処理量の合計			36,940

3. 分別区分（分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分） 及び処理主体（一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項）

（基本計画P65及びP66）

(1) 収集運搬計画

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、以下に示すとおりです。

なお、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスの提供等、必要に応じて見直していくものとします。

ア 家庭から排出されるごみは、7種9分別収集区分により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、分別収集区分ごとの適正排出及び適正処理に努めるものとします。

イ 親族や身近な人等の協力を得ることが困難な世帯で、1人暮らし又は同居者も高齢である等の理由から、粗大ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に「さわやか訪問収集（粗大ごみの持出し収集）」を実施します。

ウ 介護サービス又はホームヘルプサービスを受けている方を含む世帯で、1人暮らし又は同居者も高齢で、介護度の高い高齢者や重度の障がいがある等の理由から、自ら一定の場所までごみを搬出できない世帯を対象に「ふれあいサポート収集（家庭系ごみの戸別収集）」を実施します。

エ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自らの責任において適正に処理することを原則とします。また、排出者が自ら処理できない場合は、本市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、本市の処理施設で処理を行うことができるものとします。なお、市が排出するごみについては、市が自ら収集運搬するものとします。

オ 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年門真市条例第23号）の規定に基づき指定する適正処理困難物は、排出者が自ら処理又は専門業者・工事業者・購入店等に依頼する等して処理しなければならないものとし、法令等で特定の処理が義務付けされているものに関しては、排出者が自ら規定の手続きを確認し、処理しなければならないものとします。

(2) 中間処理計画

中間処理の方法は、以下に示すとおりです。市民や事業者から排出されたごみのうち、可燃ごみについては、5号炉の基幹的設備改良工事を実施しつつ焼却処理、資源ごみについては、民間事業者へ資源ごみの選別等業務を委託、不燃ごみ及び粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設の基幹的設備改良工事を実施しつつ破碎処理等を行い、焼却処理及び資源化処理することにより、安定した処理体制を確保します。

(3) 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化等により最終処分量を削減し、最終処分場への負担軽減を図ります。

項目	分別名称	収集回数	収集方式	収集体制	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	普通ごみ	週2回	戸別・ステーション方式	直営・委託	委託 ・焼却 ・破碎 ・選別 ・圧縮
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回			
		びん・缶類	週1回			
		古紙・古布	月1回			
		ペットボトル	月2回			
	不燃ごみ	小型ごみ	月1回			
粗大ごみ	粗大ごみ・臨時ごみ	事前予約制	原則戸別			
事業系ごみ	随時			許可業者		
持込みごみ	家庭系ごみ	自己搬入				
	事業系ごみ	自己搬入				
その他	処理の申込があったもの	自己搬入				
	不明のもの	通報の都度		直営		

4. 減量計画（一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項）

(1) 家庭系ごみの減量等に関する主要な施策

(基本計画P61)

施策	取組内容	
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり	・ 廃棄物減量等推進審議会の設置	
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取組みの展開	・ レジ袋削減キャンペーンの実施	
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化	・ 市ホームページ、広報による周知	
店頭回収・拠点回収の拡充	・ 廃油の拠点回収実施 ・ もったいないブースの設置（不用品の無償提供） ・ 市ホームページ・広報・ごみ通信での周知 ・ 資源物持ち去り対策の実施 ・ 市内電気店の協力による廃蛍光管等の店頭回収の実施 ・ 小型家電、水銀使用廃棄物、使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施 ・ パソコン・小型家電等の宅配回収の実施	
分別排出ルール周知徹底	・ 「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」「粗大ごみの出し方と申し込みの手引き」の配布 ・ 市ホームページ・広報での周知 ・ 分別指導の実施	
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実	・ 再生資源集団回収奨励金制度の継続（※別表1）	
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実	・ 開発協議の実施	
再生品の使用拡大等リサイクルシステム の安定化	1) 再生品の使用拡大	・ 再生紙の利用
	2) 再生資源業者との連携強化	・ 再生資源事業者指定制度の実施

（※別表1）集団回収奨励金制度の推進

（基本計画巻末資料7-4）

平成7（1995）年度より地域住民等が実施する再生資源の集団回収に奨励金（新聞、雑誌、段ボール、紙パック及び古布は1kgにつき4円、廃食用油は1ℓにつき4円を交付する。）を交付。

区分	対象品目	回収量の見込み(kg又はℓ)	奨励金交付額の見込み(円)
集団回収奨励金制度	紙類	1,614,000	6,456,000
	紙パック	4,000	16,000
	段ボール	290,000	1,160,000
	古布	124,000	496,000
	廃食用油	1,000	4,000
	合計		2,033,000

(2) 事業系ごみの減量等に関する主要な施策

(基本計画P61～P62)

施策	取組内容		
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着	・ 市ホームページ・広報での周知 ・ イベント等でのリユースカップの貸出		
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1) 分別排出の徹底	・ 展開検査、指導・立ち入り検査	
	2) 個別事業所に対するごみ減量指導の強化	① 事業系ごみの排出実態の把握	・ 搬入量月報の確認
		② 立ち入り調査の実施	・ 事業所への立ち入り調査の実施
		③ 事業系ごみ減量の手引きの作成	・ 「門真市事業系ごみ分別ハンドブック」の配布
④ 新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・ 開発協議の実施		
3) 許可業者との連携と指導	・ 許可業者事務研修会の開催		
搬入検査の強化	・ 展開検査の実施 ・ 搬入申請書の提出		
ごみ減量へインセンティブが働く収集システムの検討	・ 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し		
公共施設における率先行動の充実	1) 職員へのごみ減量意識の徹底	・ 門真市エコオフィス推進計画の策定	
	2) 公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取組み強化	・ 水銀使用廃棄物の分別回収	

(3) 環境教育・啓発等に関する主要な施策

(基本計画P62)

施策		取組内容	
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化		<ul style="list-style-type: none"> ・かどまエコフェスティバルの企画開催 ・環境学習推進講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施 	
環境にやさしい生活の定着	1) 啓発活動・環境教育の充実	① 啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施
		② 環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境副読本の作成 ・環境学習（施設見学）の実施 ・リサイクル工作講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施
	2) 環境やごみに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報での情報提供 ・施設見学の受入実施について市ホームページで案内 	

(4) 低炭素社会・循環型社会構築に関する施策

(基本計画P62)

施策		取組内容	
低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営		・門真市エコオフィス推進計画の策定	
資源化の推進（※別表2）と適正処理に適した分別収集体制の確立		<ul style="list-style-type: none"> ・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化 	
市民ニーズに対応した収集サービスの実施		<ul style="list-style-type: none"> ・さわやか訪問 ・ふれあいサポート 	
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施 	
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備		現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を実施	
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な維持保守管理 ・展開検査の実施 ・収集業務の民間委託実施 	
最終処分場の安定的確保	1) 広域最終処分場の安定的な確保	国や大阪府に対して、要望書の提出	
	2) ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化等により最終処分量を削減	
適正処理が困難な物への対応強化		<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施 ・排出事業者への指導徹底 	
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルール検討		<ul style="list-style-type: none"> ・医師会の協力に基づく感染性医療廃棄物の引き取りによる適正処理実施 ・情報収集の適宜実施 	
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理基本計画に基づく実施要領等の策定 ・実施要領等の適宜見直し 	
きれいで潤いのあるまちづくりの推進		・キラッとかどま（市内統一清掃）の実施等による啓発	

(※別表2) 資源化の推進

(基本計画卷末資料7-4)

区分	対象品目	回収量の見込み(t)
資源物の回収	紙類	532
	紙製容器包装	198
	金属類	616
	ガラス類	832
	ペットボトル	281
	容器包装プラスチック	813
	布類	99
	合計	3,371

5. 処理計画（一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項）

(1) 処理施設の概要

（基本計画 P9）

名称	門真市クリーンセンター		
所在地	門真市深田町19番5号		
敷地面積	約20,800m ² （都市計画決定面積）		
焼却施設	第4号炉	炉形式	全連続燃焼ストーカ炉
		処理能力	144t/24h
	第5号炉	炉形式	全連続燃焼ストーカ炉
		処理能力	156t/24h
	飛灰処理	処理方式	重金属固定剤添加混練法
	排水処理施設	処理方式	凝集沈殿・キレート吸着法
処理水量		37.8m ³ /24h	
破碎処理施設	粗大ごみ処理施設	処理方式	衝撃剪断併用縦軸回転式破碎機
		処理能力	30t/5h
	裁断機	処理能力	1t/1h
門真市立 リサイクルプラザ	プラザ	施設内容	エントランスホール 事務室 イベント広場 展示ホール リサイクル工房 マルチホール・会議室

(2) 処理施設の整備について

（基本計画P59）

老朽化する各施設状況の把握と長期的かつ計画的に施設管理を行うことを目的として、平成29（2017）年3月にリサイクル・焼却施設等管理計画を策定し、平成31（2019）年3月には延命化対策の見直しに伴って、一部改訂を行いました。

当面は当該計画に基づいて、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、ストックマネジメント手法の考え方を導入し、令和4年12月から5号炉を中心とした基幹的設備改良工事を実施しており、令和7年3月までに完了する予定です。また、将来的な施設の整備・運営のあり方については、国及び大阪府によって示されているごみ処理広域化の推進という政策方針、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害時等における継続的かつ安定的なごみ処理体制の確保、ごみ処理事業のコスト縮減等を踏まえ、大阪広域環境施設組合並びに構成4市の協力を得ながら検討を進めていくこととします。

リサイクルプラザのプラント部門については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応等を踏まえつつ、資源化処理業務の更なる効率化を進めるため、令和4（2022）年度末をもって施設を閉鎖しました。令和5年度からは、資源ごみの選別等の中間処理を民間事業者に委託して実施しています。

〔生活排水処理計画〕

1. 計画区域 門真市全域とする。

2. 計画処理量（一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み）

（基本計画P77）

項目	発生量及び処理量の見込み(kℓ/年)
し尿	1,294
浄化槽汚泥	3,734
発生量及び処理量の合計	5,028

3. 分別区分（分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分）
及び処理主体（一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項）

（基本計画P70）

項目	分別名称	収集回数	収集体制	中間処理	最終処分
生活排水	し尿	月2回	委託	委託（四條畷市立環境センターにて希釈）	委託（鴻池水みらいセンターにて処理）
	浄化槽汚泥	許可業者との直接契約による	許可業者		

4. 減量計画（一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項）

（基本計画P78）

- (1) 公共下水道整備が完了した地域については、下水道法の規定に基づき、下水道担当課と協力しながら、早期に下水道へ接続するようPRを進めていきます。
- (2) 河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

5. 処理計画（一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項）

(1) 処理施設の概要 （基本計画 P68）

本市で発生したし尿及び浄化槽汚泥は、平成31（2019）年4月より、四條畷市に処理を委託しており、四條畷市立環境センターにて希釈され、鴻池水みらいセンターへ移送した後、処理しています。

(2) 処理施設の整備について （基本計画P78）

ア 施設の老朽化対策として、四條畷市と今後のし尿等処理のあり方について協議を行い、他の近隣市との広域化・共同化も視野に入れながら、施設の更新工事や建替え等を検討することにより、し尿等の処理に必要な能力を継続的に確保できるよう取り組みます。

イ 公共下水道の老朽化対策については、本市の下水道法に基づく事業計画に則り、長期的な改築の需要見通しを含めた施設の機能の維持に関する方針を定めています。今後、下水道施設を適切に管理していくために平成31（2019）年3月に策定したストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な維持・修繕及び改築・更新に取り組みます。

(3) 下水道整備普及状況 （上下水道事業作成資料より引用）

項目	令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末予定	
整備面積 (実排水面積)(ha)	1,088.98	89.7%	1,096.73	90.4%	1,101.29	90.8%
整備人口 (実排水人口)(人)	115,031	96.9%	114,633	97.5%	114,822	98.0%
処理面積 (排水面積)(ha)	1,009.27	83.2%	1,025.15	84.5%	1,031.26	85.0%
処理人口 (排水人口)(人)	115,015	96.9%	114,618	97.5%	114,807	98.0%
処理戸数(戸)	61,044	96.7%	61,676	97.3%	62,429	97.7%
水洗化戸数(戸)	60,727	99.5%	61,379	99.5%	62,163	99.6%
水洗化人口(人)	114,512	99.6%	114,142	99.6%	114,418	99.7%
管渠延長(m)	268,296	95.3%	270,104	95.9%	271,582	96.4%
行政人口(人)	118,742		117,585		117,139	
行政世帯数(戸数)	63,099		63,411		63,870	